

議案第89号

幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例

幕別町中小企業融資に関する条例（昭和53年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「(国が定める小口零細企業保証制度の対象となる融資に限る。)」を削る。

第5条中「もので、常時使用する従業員の数が50人（小口資金の場合は20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人））以下の会社又は個人」を「常時使用する従業員の数が50人以下の中小企業者（小口資金については、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項各号に規定する小規模企業者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の幕別町中小企業融資に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのある融資から適用し、施行日前に申込みのあった融資については、なお従前の例による。